

わたしとあなたのために 今

新潟県教育委員会

同和問題は今も身近な課題です

部落差別は重大な人権侵害です 差別や偏見をなくしましょう

●同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現在でもいろいろな差別を受けるという、我が国固有の重大な人権問題です。

●同和問題は、現在でも続いている重大な社会問題です。

残念ながら、現在でも、各地で様々な差別事件が発生し、苦しんでいる人たちがいます。特に最近ではインターネット上で同和地区を差別する書き込みなどがあります。

●結婚差別、就職差別など、深刻な差別があります。

結婚差別とは、相手が同和地区の出身と分かると、そのことを理由に、婚約を破棄するものです。就職差別とは、企業が採用応募者の出身地や家族状況などを調べ、同和地区出身者の採用をしないなどの差別行為です。いずれも差別された人にとっては、精神面や生活面で深い傷をのこし、自殺につながる場合もあります。

●部落解放令以降も差別が残っています。

明治4(1871年)の太政官布告(いわゆる「部落解放令」)により、法律の上で身分制度はなくなりましたが、現実には、100年以上たった今でも差別はなくなっておらず、偏見をなくするのはとても大変だといことが分かります。

●同和問題を正しく理解し、差別や偏見をなくしましょう。

人を出身地によって差別するという行為そのものが不当であり、同和地区出身者を差別することは決して許されることではありません。私たち一人ひとりが、身近な問題として同和問題を正しく理解し、差別意識や偏見をなくすなど、自らの問題として取り組んでいきましょう。

1 「身分解放令」

一、太政官布告明治四（一八七二）年 八月二十八日 （行政官達）

穢多・非人の称廃止
穢多・非人等ノ称廃セラレ候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事。
穢多非人等ノ称廃セラレ候条一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一
ニ相成候様取扱フ可シ。尤モ地租其外除蠲ノ仕来モ之有リ候ハバ引直
シ方見込ミ取調大蔵省ヘ伺出ス可キ事

二、賤民制廃止等を佐渡県から公布

一、平民權高 袴・割羽織着用可為勝手事
一、華族より平民に至る迄互に婚姻被差許候条、双方願に不及、其
時々戸長へ可届出事
一、穢多非人等の称被廢候条、自今身分職業共平民同様たるヘキ事
但、其村町戸籍に編入可致事、尤是迄御年貢地居住いたし候もの
並空地等に居住いたし候もの共詳細取調、其役所より可申立事
明治四年辛未八月

右之通被仰出候間、郷村端々迄不漏様可触示もの也

辛未十月

廿五日出ル 十一月五日返上

（「佐渡年代記」続編）

太政官

佐渡県

相川町々

読みは、県教育委員会による。
資料は、年代の新しい順に配列

2 水平社宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ。
長い間虐められて来た兄弟よ、

過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の為の運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されていた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勸めるかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、

吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちに、なお誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわろうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々はかならず卑屈になる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勸める事が何のであるかをよく知っている吾々は、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。

水平社は、かくして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

大正十一（一九二二）年三月三日、京都市岡崎公会堂において被差別部落民自身による自主的な解放運動組織として全国水平社が組織された。これはその創立大会での宣言文である。

3 日本国憲法

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条

すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。……………(以下略)

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

4 同和対策審議会答申(抜粋)

昭和40(1965)年8月11日

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。……………(以下略)

2 同和対策の具体案

- (1) 環境改善に関する対策 …………… (生活環境を改善すること)
- (2) 社会福祉に関する対策 …………… (社会福祉を充実すること)
- (3) 産業・職業に関する対策 …………… (産業・職業を保障すること)
- (4) 教育問題に関する対策 …………… (同和教育を行うこと)
- (5) 人権問題に関する対策 …………… (人権を守るための活動をする事)

3 教育問題に関する対策

同和問題の解決に当って教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。したがって、同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根づく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。……………(以下略)

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号／平成28年12月16日施行)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

同和問題解決のために

私は今日の研修で、小さいころから今まで思っていたことが、いかに根拠のない、いいかげんな知識であったかということが分かりました。

学校で子どもたちがここまで人権について勉強していることを知り、気恥ずかしい気持ちになりました。これから、子どもに聞かれても、正しい話ができるようなおじいさんになりたいものだと思いました。

— 社会同和教育研修会参加者の感想より —



同和問題の解決は、わたしとあなたの課題です。

すべての差別は、人によってつくられたものです。それなら私たちみんなで正しく取り組めば必ず解決できる問題でもあります。そのために、まず自分の身の回りにある差別の実態を知ることが必要です。何が起きているのか。なぜそのようなことが起きるのか。その解決のために何を行うべきかを考え、行動していくことが大切です。

すべての人が幸せに、心豊かにくらせる日のために、わたしとあなたが今取り組まなければならない課題に向けて前進していくことが必要です。

新潟県教育委員会では、「同和教育基本方針」に基づいて社会同和教育並びに学校同和教育を進めています。この資料を手掛かりに同和問題に対する理解を深めていただきたいと思います。

平成 9年 3月31日	発 行
平成15年10月 1日	一部改訂
平成22年 5月 1日	一部改訂
平成30年 4月 1日	一部改訂
平成31年 1月22日	一部改訂
令和 3年 4月 1日	一部改訂
令和 7年 4月 1日	一部改訂

新 潟 県 教 育 委 員 会
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1